

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定(一・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による指定医療機関の変更(二・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三・福祉政策課)……………1

### 公 告

- 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)……………4
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………4
- 教育委員会告示
- 口頭により開示請求をすることができる個人情報(一・教育庁総務課)……………4

### 告 示

- 教育委員会会議の開催(二・教育庁総務課)……………5
- 公安委員会告示
- 検定合格者審査の実施(一・生活安全企画課)……………5
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表(一)……………5

### 秋田県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
医療法人 黒澤医院	医療法人黒澤医院 理事長	大仙市刈和野字清光院後二十四番一	内科、泌尿器科、産科、婦人科	平成十九年十一月二日
あさのクリニック	浅野 晴彦	横手市前郷字八ツ口一番	内科、消化器科、外科、皮膚科	平成十九年十一月十五日
早川クリニック	早川 和夫	由利本荘市花畑一丁目百十六	内科、精神科、神経科、心療内科	平成十九年十一月三十日
猪股医院	猪股 テイ	由利本荘市給人町六番地の二	内科、胃腸科、消化器科	平成十九年十二月一日
瀬川歯科医院	瀬川 雅己	湯沢市三梨町字御岳堂百十三番地	歯科、小児歯科	平成十九年九月十九日
メイホウデンタルクリニック	福田 喜安	大館市赤館町四―十五―一	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成十九年十一月七日
小番薬局	小番 忠弘	由利本荘市矢島町七日町字七日町八十四	調剤薬局	平成十九年十一月一日
花畑調剤薬局	有限会社今野菜品 代表取締役	由利本荘市花畑町二丁目百十四	調剤薬局	平成十九年十一月十七日

### 秋田県告示第二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二

規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

変 更 事 項

名称	開設者氏名又は名称	所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問介護ステーションぬくもり	有限会社チアフル 取締役	大館市清水一丁目一番六十号	ウイル訪問看護ステーション	訪問看護ステーションぬくもり	平成十九年九月一日
吉尾クリニク	吉尾 敬徳	由利本荘市川口字八幡前二百二十六―一	吉尾産婦人科医院	吉尾クリニク	平成十九年四月一日

秋田県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の

規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月八日

秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	廃止年月日
小泉医院	医療法人小泉医院 理事長	能代市富町五番十九号	平成十九年九月一日
黒澤医院	医療法人黒澤医院 理事長	大仙市刈和野字清光院後二十四―一	平成十九年十一月一日
そつごう薬局本荘店	総合メディカル株式会社 代表取締役	由利本荘市岩瀨下百番地四	平成十九年十一月三十日

秋田県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月八日

秋田県知事 寺田典城

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
藤原 正樹	ふじわら整骨院	大仙市大曲通町二二二六	柔道整復	平成十九年七月九日

秋田県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施

術者から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月八日

秋田県知事 寺田典城

氏名	山本一成		氏名	山本一成
施術所の名称	山本整骨院		施術所の所在地	能代市花園町二十五番三十号
変更事項	変更前	変更後	変更年月日	平成十九年三月一日
	能代市花園町二十五番七号	能代市花園町二十五番三十号		

秋田県告示第六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に

より、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月八日

秋田県知事 寺田典城

登録番号	秋田県 第二百十四号	肥料の種類及び名称	混合石灰肥料 ベストカルB M	保証成分量(%) その他の規格	アルカリ分四〇・〇 く溶性苦土六・五 く溶性ほう素〇・五〇	生産業者	株式会社 ダイシン	住 所	秋田県男鹿市船越字堂の前三百二十八番地二	登録の有効期間	平成十九年十二月二十日から 平成二十二年十二月十九日まで
------	------------	-----------	-----------------	--------------------	-------------------------------------	------	--------------	-----	----------------------	---------	---------------------------------

秋田県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	百八号	由利本荘市矢島町川辺字下槻沢一九番一から三〇番五まで	二二・〇〇〇〇〇〇	〇・〇七五
			百八号	"	二二・〇〇〇〇〇〇	〇・〇七五

- 一 道路の区域及び供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成二十年一月八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課

- (二) 期間 平成二十年一月八日から同月二十一日まで

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年一月八日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区間
新	旧	十文字羽後島海線	十文字羽後島海線	由利本荘市島海町下笹子字繫ヶ沢一番四地先から字松林一番地先まで
〃	〃	〃	〃	〃
七・〇〇〇二五・〇〇	〇・一八四	〇・一八四	〇・一八四	敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)

二 供用開始の期日 平成二十年一月八日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十年一月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成二十年一月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 大仙市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 大曲都市計画公園事業 二・二・十九号 しあわせ公園
- 三 事業施行期間 平成二十年一月八日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - (一) 収用の部分 秋田県大仙市幸町地内
  - (二) 使用の部分 なし

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十年一月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(及水地区経営体育成基盤整備事業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十年一月九日から同年二月六日まで

三 縦覧場所 大仙市南外総合支所  
 県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十年一月八日

秋田県知事 寺田典城

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	北秋田市綴子字高野尻百九十六番	宅地	六三五・三六	五、四六四、〇〇〇
二	北秋田市綴子字高野尻百九十六番	宅地	七一三・六二	五、五六六、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一 二	秋田県北秋田地域振興局総務経理課(電話〇一八六一六二一一二五)	平成二十年一月八日(火)から一月三十日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県北秋田地域振興局庁舎 第一会議室	平成二十年一月三十一日(木) 午後一時
二	秋田県北秋田地域振興局庁舎 第一会議室	平成二十年一月三十一日(木) 午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格  
 入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)  
 五 入札参加申込みに必要な書類等  
 (一) 個人の場合  
 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)  
 (二) 法人の場合  
 法人の代表者印、法人の登記事項証明書  
 六 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。  
 七 入札の無効  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六條に規定するところによる。  
 なお、郵便による入札書の提出は、認めない。  
 八 その他  
 詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇一三七三六)に照会のこと。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第一号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百二十八号)第二十二條第一項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報(以下「開示請求の対象個人情報」という。)の取扱いが、開示請求をすることができる期間及び場所を次のとおり定め、平成二十年一月八日以降に実施する試験から適用する。

平成二十年一月八日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

口頭により開示請求をすることができる個人情報(以下「開示請求の対象個人情報」という。)	口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
	開示する内容	合格発表の日(結果通知発送の日)から一ヶ月間
試験等の名称	秋田県公立学校卒業教諭選考試験	保健体育課

**秋田県教育委員会告示第二号**

次のとおり教育委員会公議を開催する。

平成二十年一月八日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

- 一 日 時 平成二十年一月十日 午後三時
- 二 場 所 教育委員会委員室
- 三 案 件 報告事項について

**公安委員会告示**

**秋田県公安委員会告示第1号**

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条に基づき、公示する。

平成20年1月8日

秋田県公安委員会委員長 芳賀 京子

- 1 検定合格者審査の種別及び級、日時並びに場所

警備業務の種別及び級	日 時	場 所
空港保安警備業務1級	平成20年2月	秋田市寺内神屋

空港保安警備業務2級	14日(木) 午後1時30分	秋田県青少年交流センター
交通誘導警備業務1級	午後4時	交流センター
交通誘導警備業務2級		
施設警備業務1級		
施設警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級		
貴重品運搬警備業務2級		

**2 検定合格者審査の方法**

学科試験及び実技試験により判定する。

なお、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

**3 定員**

30人(先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。)

**4 対象者**

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)の規定による検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備業務、交通誘導警備業務、施設警備業務、貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

**5 申請手続**

(1) 受付期間

平成20年1月21日(月)から同月25日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類等

ア 検定審査申請書

イ 審査申請書を提出する前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚

ウ 旧検定規則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)

の写し

エ 秋田県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧検定合格証を有する者については、住所地在所を証明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)又は秋田県内の営業所に属することを証明する書面(営業所所属証明書等)が代理人が提出する場合は、本人の委任状

**6 審査申請書の提出先**

(1) 住所地在所を管轄する警察署

(2) 秋田県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所地在所がなく、かつ、秋田県内の営業所に属しない者については、県内いずれかの警察署

**7 手数料**

4,700円

検定審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

**8 その他**

(1) 検定合格者審査に際しては、筆記用具及び運動靴(内履き)を持参すること。

(2) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受付を開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受け付けを終わること。

(3) 検定合格者審査について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)に問い合わせること。

**監査委員会公告**

**監査結果公告第1号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成19年1月8日

秋田県監査委員 金谷 信 柴  
秋田県監査委員 こだま 祥 子  
秋田県監査委員 大和 顕 治  
秋田県監査委員 菊地 康 男

財 472

平成19年10月11日

秋田県代表監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査結果に基づき講じた措置について(通知)  
平成19年8月28日付け監査委—389で通知のあったことについて、別紙のとおり提出します。  
別紙

監査箇所名	大館発電事務所
監査年月日	平成19年7月11日
(指摘事項)	委託事業において、請求書受理から支払まで著しく遅延している例が見られたので、今後は適切な事務処理に努めること。 (措置状況) 平成18年度の支払遅延については、担当職員の認識とチェック体制の不足に原因があったと考えられています。今後は法令等の規定を遵守するとともに、職員によるチェックを徹底するなど、適正な事務処理に努めてまいります。
監査箇所名	秋田工業用水道事務所
監査年月日	平成19年7月10日
(指摘事項)	行政財産の目的外使用許可をした電柱等の設置について、使用料を徴収していかないものがあったので、適正な事務処理を行うこと。 (措置状況) 電柱等の設置者と協議の結果、行政財産目的外使用許可の内容を変更し、支線・支柱分の使用料を徴収するため、債務者あてに納入通知書を送りました。(9月28日納入済み) 今後の使用許可に際しましては、適切な事務処理に努めてまいります。
監査箇所名	脳血管研究センター
監査年月日	平成19年7月11日、12日

(指摘事項)	未収金の回収に一層努めるとともに、新たな未収金の発生防止を図ること。 (措置状況) 未収金の収納管理につきましては、「秋田県立脳血管研究センター病院事業未収金取扱要領」に基づき、督促状、催告状の送付や電話での督促などにより、未収金の回収に努めるとともに、退院時精算を徹底し、未収金の発生防止に取り組んでまいります。 また、平成19年4月1日から高額療養費の制度改正により、事前に申請をした70歳未満の方の入院等に係る窓口負担額が一定の限度額までとなったことを受け、入院案内書に当該制度の説明書を提示し、より一層の周知を図ってまいります。
監査箇所名	リハビリテーション・精神医療センター
監査年月日	平成19年7月11日、12日
(指摘事項)	1 未収金の回収に一層努めるとともに、新たな未収金の発生防止を図ること。 2 平成15年度末に導入した医療情報システムにおいて、導入直後からシステムの不具合が頻繁に発生し、医療事務の処理に支障を来していたことが判明した。また、医療情報システムの不具合の原因が解消されないまま、保守管理委託契約を行ってきたことに加えて、一部業務が不履行であったにもかかわらず委託料を支払うなど、著しく不適正な事務処理も確認されている。こうしたことから、早急に問題の原因を調査し、抜本的な対策を講じること。 3 貯蔵品において、診療材料の一部に実地棚卸が行われていない例がみられたので、今後は病院事業財務規則を遵守し適切な事務処理に努めること。 (措置状況) 1 「未収金取扱要領」に基づき、電話による催告や督促状、催告状の発行などにより、未収金の回収に努めるとともに、退院時精算を徹底し、未収金の発生防止に取り組んでまいります。また、平成19年4月1日から高額

療養費の制度改正により、事前に申請をした70歳未満の方の入院等に係る窓口負担額が一定の限度額までとなったことを受け、入院案内書に当該制度の説明書を提示し、より一層の周知を図ってまいります。

2 平成15年度末に導入の医療情報システムについて

(1) 今後の対応

① リハビリが新たな医療情報システムを導入するに当たっては、「秋田県情報システム調達マニュアル」を遵守するとともに、導入のための仕様書づくりから庁内外の専門家を参画させ検討することとしております。

② 一定金額以上の契約等については、本庁がチェックできる仕組みを検討することとしております。

③ リハビリが被った具体的な損害に係る損害賠償及び支払い済みの保守管理料の返還等については、弁護士と相談しながら対応してまいりたいと考えております。

② 個々の職員がなすべき基本的な業務を遂行し、さらに、監督する立場の職員が、その責を果たしていれば防止できたものであり、今後は、職員一人ひとりが職責を十分認識し、このような事態を招かないよう、「不祥事・事務ミス防止緊急プログラム」に基づき、業務進行管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

3 貯蔵品の実地棚卸については、病院事業財務規則の規定を遵守し、今後は適切な事務処理に努めてまいります。

発行者 秋 田 県  
秋田県庁内務課一課一課  
〒01-8588 秋田県秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話 0187-6161 FAX 0187-6161  
E-mail: matsubarata@matsubarata.su.co.jp

印刷所  
秋田県印刷株式会社  
〒01-8588 秋田県秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話 0187-6161 FAX 0187-6161  
E-mail: matsubarata@matsubarata.su.co.jp

